

## 宮崎県気候変動適応センター設置要綱

令和元年6月27日  
環境森林部環境森林課

### (設置)

第1条 気候変動適応法（平成30年法律第50号）第13条の規定に基づき、宮崎県域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点としての機能を担う体制として、宮崎県気候変動適応センター（以下「適応センター」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 適応センターは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 宮崎県域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言に関すること。
- (2) その他宮崎県域における気候変動適応に関すること。

### (組織)

第3条 適応センターは、センター長及びセンター構成員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 センター長は、適応センターを代表し、適応センターを総理する。

### (会議)

第4条 適応センターの会議は、センター長が招集する。

- 2 センター構成員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 センター長は、必要があると認めるときは、センター構成員以外の者を適応センターの会議に出席させることができる。

### (庶務)

第5条 適応センターの庶務は、環境森林部環境森林課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、適応センターの運営に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年6月27日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名		<参考> 所管担当
センター長	環境森林部次長（総括）		
センター構成員	総務部	危機管理課長	防災計画担当
	福祉保健部	健康増進課長	疾病対策担当
	〃	健康増進課 感染症対策室長	感染症対策担当
	〃	衛生環境研究所長	環境科学部
	環境森林部	環境森林課長	温暖化・新エネルギー対策担当
	〃	自然環境課長	野生生物担当
	〃	林業技術センター所長	育林環境部 森林資源開発部
	商工観光労働部	商工政策課 経営金融支援室長	経営金融支援担当
	農政水産部	農業連携推進課長	技術革新担当
	〃	水産政策課 漁業・資源管理室長	資源管理担当
	〃	総合農業試験場長 (農水産業温暖化研究センター長)	企画情報室
	県土整備部	河川課長	計画調査担当
	〃	砂防課長	計画調査担当